平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲法・刑法

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
- 2. 試験時間は,憲法,刑法の2 科目で120分です。
- 3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
- 5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2 枚、刑法2枚です。2 枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
- 7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

Xは、とある休日に、職場から遠く離れたA庁職員住宅で、スーツ姿などではない一般市民と変わらない風貌で、ある政党の機関誌を投函していた。Xは当該政党の支持者で、日頃からこの政党に関する活動をしており、当日も、機関誌の投函を依頼されていた。

警察官 B は、近時住宅へのビラ配りが問題になっていることから、近辺をパトロールしていたところ、機関紙を投函する X を見つけ、職務質問をした。この職務質問中に、X は身分証の提示をして、国家公務員であることが判明した。そこで、国家公務員法違反(110 条 1 項 19 号、102 条 1 項)で逮捕され、その後、起訴された。

この X は中央省庁に勤務する国家公務員であり、課長補佐として各係職員を直接指揮するとともに、筆頭課長補佐として他の課長補佐等からの業務の相談に対応するなど、課内の総合調整を行う立場にあった。

国家公務員法 102 条 1 項は、公務員の政治活動の自由を制約し、かつ禁止される政治行為の範囲を 規則に委任している。本件も、人事院規則 14-7 が定める政治的行為に当たるとされた(6 項 7 号)。

【問題】

Xに依頼された弁護士は、どのような憲法上の主張をすることができるか(訴訟法上の解答はおこなわなくてよい)。それに対する反論を簡潔に述べた上で、裁判所の立場も論じよ。

人事院規則 14-7 第6項 法第 102 条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

- 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし 又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益 を得若しくは得ようと企て又は得させようとすることあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようと おびやかすこと。
- 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
- 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
- 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
- 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
- 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目的をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定め る解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
- 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
- 十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を 援助すること。
- 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎、施設等(特定独立行政法人にあつては、事務所。以下同じ。)に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は特定独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

- 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
- 十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
- 十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、 えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- 十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- 十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

【刑 法】

以下の基本事実を前提にして、各小問に答えよ。

(基本事実)

A男は、妻との間にX女(4歳)をもうけたが、妻の連れ子であるY女(13歳)も養っていた。生活に窮したAは、質屋を営む知り合いのB女との間で、自己の所有する母の形見の指輪(100万円相当)を質入れして、100万円を借り受ける入質契約を締結した。Aは、約定に従って途中まで弁済をしたものの、支払ができなくなってしまったのでBに支払の猶予を願い出たが、「返済できないなら、この指輪は質流れになるわね。」と言われた。Aは、「母の形見だから流さないで。」と懇願したが、Bに拒否された。

Aは、何とかして質入れした本件指輪を取り返したいと考え、Bの様子を探ったところ、Bは、本件指輪を大変気に入っており、日頃から店のカウンターで本件指輪を磨くなどし、しばしばその付近に置きっぱなしにしていることがあることが分かった。Aは、そのような機会を利用して指輪を取り返そうと考えた。

- 【小問1】Aは、Bが客の相手をしている隙を見計らって、4歳のXに対し、「あそこにおいてある指輪を取ってきて。もってきたらお菓子をあげる。」と言ったところ、Xは無邪気に本件指輪を盗ってきてAに渡し、それと引き換えにお菓子を受け取った。Aの罪責を論ぜよ。
- 【小問2】Aは、普段から自分になつこうとしない養女Yに対して、言うことを聞かない場合には、 躾と称してタバコの火を腕などに押しつけるなどして意思を抑圧し、意のままに行動させていた ところ、「あの女(B)が客の相手をしている隙を見計らってあの指輪を盗って来い。従わなかっ たら、どうなるか分かっているな。」と脅して本件指輪を盗ませた。Aの罪責を論ぜよ。